

〔付二〕 昭和六年五月 臨時國語調査会 仮名遣改定案に関する修正

常用漢字表及仮名遣改定案に関する修正

臨時國語調査会幹事 保科孝一

臨時國語調査会はさきに発表した常用漢字表および仮名遣改定案に対し、多少修正を加える必要があるを認め、先般来調査中のところ、今回その成案を得て左のごとく決定、去る五月八日会長より文部大臣にあてこれを報告した。

常用漢字表に関する修正(省略)

仮名遣改定案に関する修正

一、國語仮名遣改定案第二に左のたゞし書を加える。

たゞし

(1) 二語の連合によつて生じた「ぢ」「づ」はもとのまゝ。

例 はなぢ(鼻血) もらいぢち(もらい乳)

ひぢりめん(緋縮緬) ちかぢか(近々) たづな(手綱)

みかづき(三日月) かなづち(鉄槌) つねづね(常々)

まなづる(真鶴) ぬまづ(沼津)

(2) 同音の連呼によつて生じた「ぢ」「づ」はもとのまゝ。

例 ちぢみ(縮) ちぢむ(縮) ちぢに(千々に)

つつみ(鼓) つつら(葛籠) つづく(続)

二、字音仮名遣改定案第三に左のたゞし書を加える。

たゞし

(1) 連声によつて濁る「智」「茶」「中」「通」等はもとのまゝ。

例 さるぢえ(猿智慧) わるぢえ(悪智慧)

はぢやや(葉茶屋) ちやのみぢやわん(茶飲茶碗)

れんぢゆう(連中) くにぢゆう(國中)

ゆうづう(融通) じんづうりき(神通力)

(2) 異音によつて濁る「地」「治」はもとのまゝ。

例 ぢぬし(地主) きぬぢ(絹地) ぢろう(治郎)

せいぢ(政治)

理由

先きに大正十三年十二月本会より仮名遣改定案を発表して世の批判を求めたが、その結果一定の字音や國語に限り、清濁及び連呼の關係上ジヂズヅの用法は従前の通にありたいとゆう希望の多いのに考慮して、こゝにしばらく右に関する除外例を設けることにしたのである。

(常用漢字表に関する修正についての説明を省略)

つきに仮名遣改定案は大正十三年十二月に発表して社会の批判を求めたのであるが、この結果「智」「茶」「中」「通」等の如き字音で、単独では清音に言いあらわされるのに、「猿智慧」「葉茶屋」「連中」「融通」の様に熟語を構成すると、連声によつて濁音になる、又「治」や「地」は漢音では清音、異音では濁音に言いあらわされる。此の如く清音の時は「チ」「ツ」で濁音の時

は「ジ」「ズ」と書きあらわすことは連想上面白くないとゆう意見がなかなか多い。又国語においても「鶴」が真鶴となるとマナズル、「綱」が手綱となるタズナ、「血」が鼻血となるハナジ、「近」が手近となるテジカとなるのも連想上やはり面白くない。同音同語の連呼される場合、たとえば「続く」「鼓」「縮む」「散りく」「月々」等がツズク・ツズミ・チジム・チリジリ・ツキズキと書くことも面白くないから、これは除外例として従前の通に書くがよいとゆう意見を抱く人も少なくない。もちろん感情問題ではあるけれども、現在の如き過渡時代において止むを得ないこととして、以上の如き特殊の場合に限りしばらくこれを除外例として取扱うことにしたのである。